

No. 1

# 「人権三法」とは…

2022年度 資料No. 1  
松山市役所 市民部  
人権啓発課

# 日本国憲法

新型インフルエンザ等対策  
特別措置法改正 2021.2

No.2

①障害者差別  
解消法 2016.4

②ヘイトスピーチ  
解消法 2016.6

③部落差別解消  
推進法 2016.12

ハラスメント  
防止法 2020.6

2024.4  
改正施行

2022.4  
改正施行

法



平等権、自由権  
社会権、請求権  
参政権

2016年4月1日から

# 障害者差別解消法

がスタートしました

共に生きる社会(共生社会)をつくる

(注) 正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」です。

(前略) 全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

障がいの有無にかかわらず、誰もが住みよい社会を目指す

(目的)

第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

## 第一条

- ①「全ての障害者」と「障害者でない者」は  
等しい、分け隔てをしないこと
- ②「障害を理由とする差別の解消」の言葉は、  
この条文に3回繰り返されていること
- ③全ての国民が、障害の有無によって分け隔てら  
れることなく、相互に人格と個性を尊重し合い  
ながら共生する社会の実現に資することを  
目的としていること

ちゅう せい しき めい しょう しょうがい り ちゅう き べつ かい しょう すい しん かん べつ ほう りつ  
(注) 正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」で、

2016 年 4 月 1 日からスタートしています。

No.6

② 不当な差別的取扱の禁止

③ 共生社会の実現



この法律を象徴する  
三つのキーワード  
① 合理的配慮の提供

2021年5月一部改正、6月4日公布

しょう がい しゃ さ べつ かい しょう ほう

# 障害者差別解消法

事業者の合理的な配慮提供の義務化

国と地方公共団体の連携協力の責務追加

障がいを理由とする差別解消のための支援措置強化

# ヘイトスピーチ

# 許さない！

2016年6月3日施行





# 特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動



人としての尊厳を傷つけたり、  
差別意識を生じさせることになりかねません！

# ヘイトスピーチ解消法

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

# ヘイトスピーチ解消法

(目的)

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律

## 第一条

- ①本邦外出身者に対する**不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であること**の明確化
- ②本邦外出身者に対する**不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進を目的**としていること(基本理念と国等の責務の明確化)

No. 12

これでもかと掲示しました

2016年6月施行から6年が経過しました

法務省掲示板への  
集中掲示です

No. 13



部落差別解消推進法

改めて同和問題  
(部落差別)について  
考えてみませんか

2016年12月16日施行

# 部落差別解消推進法

No. 14

(目的)

第一条 この法律は、**現在もなお部落差別が存在する**とともに、**情報化の進展**に伴って、**部落差別**に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、**全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり**、**部落差別**は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、**部落差別の解消**に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の**責務**を明らかにするとともに、**相談体制の充実**等について定めることにより、**部落差別**の解消を推進し、もって**部落差別のない社会を実現**することを目的とする。

(目的)

## 第一条

- ① 現在もなお部落差別が存在すること
- ② 情報化の進展に伴って、部落差別に関する状況の変化が生じていること
- ③ 部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であること

(目的)

## 第一条

- ④ 部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明確にしたこと
- ⑤ (④と併せて) 相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進
- ⑥ 部落差別のない社会を実現することを目的とすること



### ①障害者差別解消法

2016年4月施行（目的）第一条から

全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら**共生する社会の実現**に資すること

### ②ヘイトスピーチ解消法

2016年6月施行（目的）第一条から

本邦外出身者に対する**不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進**すること

### ③部落差別解消推進法

2016年12月施行（目的）第一条から

部落差別の解消を推進し、もって**部落差別のない社会を実現**すること

障がいのある方と障がいのない方

外国人と日本人

部落出身の方と部落出身でない方

差別解消

自分らしく生きる

人権三法を守り、お互いの人権を  
大切にすする松山市を目指しましょう

ご覧くださり、ありがとう  
ございました

人権が大切にされること  
は、**しあわせ**と**安心**が  
約束されます。